

# 総務財政委員会記録(No.1)

1 日 時 令和7年3月10日(月)  
午前10時07分 開会  
午前11時14分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員 長	村上 幸一	副委員 長	大久保 無我
委員	吉村 太志	委員	鷹木 研一郎
委員	廣田 信也	委員	村上 直樹
委員	宇都宮 亮	委員	永井 佑
委員	小金丸かずよし	委員	伊崎 大義

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

政策局長	小林 亮介	総務国際部長	窪田 浩治
政策部長	木村 亮	政策課長	泊 圭子
総務市民局長	三浦 隆宏	安全・安心担当理事	南野 栄一
総務部長	滝 剛	市民部長	岩村 恭代
区政推進課長	森本 康成	都市整備担当課長	内藤 隆
財政・変革局長	武田 信一	財務部長	木下 孝則
行政委員会事務局長	小石 富美恵		外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	松永 知子	書記	古園 美嘉
---------	-------	----	-------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。
2	審査日程について	10日は議案の審査、所管事務の調査及び各種委員の選出、11日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。
3	議案第28号 北九州市企業版ふるさと納税基金条例について	議案の審査を行った。
4	議案第31号 北九州市印鑑条例の一部改正について	
5	議案第58号 公有水面埋立てによる土地確認について	
6	議案第59号 町の区域の変更について	
7	議案第63号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第6号）のうち所管分	
8	所管事務の調査について	各委員に調査事件案の提出を依頼した。また、11日に調査事件について検討を行うことを決定した。
9	各種委員の選出	北九州市民共済生活協同組合理事に村上幸一委員を、北九州市住居表示審議会委員に吉村太志委員及び大久保無我委員を、北九州市社会教育委員に村上直樹委員及び小金丸かずよし委員をそれぞれ選出した。

## 8 会議の経過

（委員長及び副委員長が挨拶を行った。）

（説明員を代表し総務市民局長から挨拶を受けた。）

（執行部説明員の紹介を受けた。）

（パソコン及びタブレットを委員会室に持ち込む際の使用基準等について確認した。）

○委員長（村上幸一君）開会いたします。

初めに、委員席についてお諮りいたします。委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり5件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行った後、所管事務の調査及び各種委員の選出を行い、明日は議案の採決を行った後、所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第28号、31号、58号、59号及び63号のうち所管分の以上5件について、一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑といたします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務国際部長。

○総務国際部長 それでは、政策局提出の条例議案、北九州市企業版ふるさと納税基金条例について、お手元のタブレットの政策局、議案第28号に従いまして御説明させていただきます。

1、企業版ふるさと納税、地方創生応援税制の制度概要を御覧ください。企業版ふるさと納税とは、地方公共団体の地方創生の取組に対しまして、企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割を上限に法人関係税の軽減措置が受けられる制度でございます。この軽減措置は、令和6年度末までが期限となっておりますが、国において令和9年度まで3年間の制度延長の方針が決定されたところであります。

2、議案提出理由、基金設置の目的を御覧ください。このように企業版ふるさと納税は地方創生の取組を進めるに当たりまして、民間の活力を用いながら必要な財源を獲得する有効な手段となっております。その一方で、寄附金の使い方のルールにおいては、原則として寄附金は受領した年度内にその全額を使い切らなければならないが、例外として、国の認定を受けた基金を設置している場合に限りまして、寄附金を基金に積み立て、翌年度以降の取組に使用できるとされております。このたび、国において企業版ふるさと納税の制度延長が行われることを契機に、地方創生の取組の財源となる寄附金をより活用しやすい環境を整備するため、新たに基金を設置したいと考えております。

3、施行期日につきましては公布の日といたします。

以上で政策局の提出議案について御説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（村上幸一君）総務部長。

○総務部長 それでは、続きまして、総務市民局提出の議案3件について、お手元のタブレットの令和7年2月定例会提出議案概要に従いまして御説明いたします。

タブレットの2ページをお願いいたします。それでは、議案第31号、北九州市印鑑条例の一部改正についてです。

令和2年5月から令和7年3月までの間、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付手数料を100円減額しておりますが、さらなるマイナンバーカードの普及及びコンビニ交付サービスの利用促進のため、減額期間を1年間延長しまして、令和8年3月31日までとするものです。施行期日につきましては公布の日といたします。

タブレットの3ページをお願いいたします。議案第58号、公有水面埋立てによる土地確認について及び議案第59号、町の区域の変更についてです。

本議案は、地方自治法の規定に基づきまして、公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、隣接する町の区域に編入するものでございます。具体的には、若松区響町一丁目の埋立地を隣接します若松区響町一丁目に編入いたします。当該土地の位置は、次の4ページの斜線で表示した部分となります。

以上で総務市民局の提出議案について説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村上幸一君）財務部長。

○財務部長 それでは、議案第63号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち、総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

タブレットでは、09補正予算に関する説明書ファイルをお開きください。タブレットの8ページを御覧ください。なお、金額の説明は100万円未満の数字は省略させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

1款市税につきましては、堅調な企業収益による法人市民税の増収等が見込まれますため、合計10億3,000万円の増額補正を行うものでございます。その内訳は、1項2目法人市民税10億円の増額、次のタブレット9ページを御覧ください。2項1目固定資産税1億円の減額、次のページに移りまして、9項1目都市計画税7,000万円の減額、次のページに移りまして、10項1目環境未来税2億円の増額となっております。

下の段でございます。8款1項1目地方消費税交付金の補正額25億円は、今年度の交付実績が当初予算を上回る見込みのため増額補正するものでございます。

次のページを御覧ください。14款1項1目地方交付税の補正額41億1,500万円は、普通交付税の現計予算計上額と交付決定額との差額を増額補正するものでございます。

タブレットの18ページを御覧ください。19款3項1目総務費委託金の補正額1,600万円は、県議会議員補欠選挙の執行に伴う財源として計上するものでございます。

20款1項3目基金運用収入の補正額9億7,800万円は、公債償還基金ほか4基金の運用収入で  
ございます。

タブレットの20ページを御覧ください。22款2項9目財政調整基金繰入金の補正額、マイナ  
ス12億2,400万円は、市税、地方交付税の増額補正などに伴い、当該基金からの繰入金を減額す  
るものでございます。

23款1項1目繰越金の補正額10億2,300万円は、令和5年度の決算剰余金の2分の1を計上す  
るものでございます。

次のページ、タブレットの21ページを御覧ください。一番上の段でございます。25款1項1  
目総務債の補正額2億5,300万円のうち所管分1,200万円は、主要駅周辺等への防犯カメラの設  
置に要する経費の財源として計上するものでございます。

一番下の段でございます。13目臨時財政対策債の補正額4,600万円は、地方交付税交付額及び  
臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。タブレット24ページを御覧ください。

2款4項1目市民総務費の補正額7,100万円は、緊急的な防犯対策として、防犯カメラや防犯  
灯の設置等に要する経費でございます。

次の25ページを御覧ください。2款7項9目県議会議員補欠選挙費の補正額1,600万円は、県  
議会議員補欠選挙小倉南区選挙区の執行に要する経費でございます。

タブレット47ページを御覧ください。15款3項1目都市高速鉄道等整備基金積立金の補正額  
1,900万円は、運用利子の積立てでございます。

2目公債償還基金積立金の補正額29億300万円は、令和6年度の国の補正予算で追加交付され  
た臨時財政対策債償還基金費について、臨時財政対策債の元利償還金として公債償還基金へ積  
み立てるものなどでございます。

3目財政調整基金積立金の補正額10億5,200万円は、前年度決算剰余金の法定分運用利子の積  
立てでございます。

4目SDGs未来基金積立金の補正額500万円は、運用利子の積立てでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。次の48ページを御覧ください。

一番上でございます。2款2項1目一般管理費、本庁舎浸水対策事業の繰越額1億4,300万円  
については、先行工事等に日時を要したため繰り越すものでございます。また、本庁舎等施設  
長寿命化事業の繰越額1,600万円については、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すも  
のでございます。

3段目でございます。2款2項8目区役所費、区役所庁舎浸水対策事業の繰越額9,000万円に  
ついては、先行工事等に日時を要したため繰り越すものでございます。また、門司港地域複合  
公共施設整備事業のうち門司区役所分の繰越額1,900万円については、関係者との調整等に日時  
を要したため繰り越すものでございます。

下から2段目でございます。2款4項1目市民総務費、防犯対策強化事業の繰越額7,100万円については、適正な事業期間を確保できないため繰り越すものでございます。

一番下でございます。2款4項3目生涯学習費、門司港地域複合公共施設整備事業のうち、門司生涯学習センター分の繰越額300万円については、関係者との調整などに日時を要したため繰り越すものでございます。

次のタブレット49ページを御覧ください。一番上の段でございます。2款6項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍への氏名振り仮名記載事業の繰越額3,500万円については、関係機関との協議等に日時を要したため繰り越すものでございます。

タブレット54ページを御覧ください。一番下の段でございます。15款2項1目上水道事業公営企業費広域化事業出資金の繰越額6,700万円については、一般会計から上水道事業会計への出資対象となっている広域化事業において、関係機関との協議等に日時を要したため繰り越すものでございます。

以上で議案第63号、令和6年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（村上幸一君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いいたします。それでは、質疑はありませんか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** すみません。皆さんお疲れさまでございます。総務財政、今期からなりました吉村です。よろしくをお願いいたします。

防犯灯のことを聞いていいですかね。分かりました。防犯灯のことですが、まず、1点ちょっとお尋ねをしたいんですが、学校施設のほうにもする、これは教育委員会として別々で考えとるんですかね。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

**○都市整備担当課長** 防犯灯についてです。今回の補正では、通学路防犯灯設置事業ということで、通学路に防犯灯を設置する事業を上げております。これは我々のほうで予算計上しております。

教育委員会が実施しております通学路交通安全プログラムを使いまして、小・中学校のほうに夜間危険な場所がないかというところを調査していただきまして、そういう箇所に防犯灯を設置していくということで考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** 分かりました。それを踏まえて、まず、例えばこれを今から実施していくに当たって、本市には防犯カメラを設置ができる企業というのは、しっかり把握は、もう押さえているんですか。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 カメラのほうですか。

○委員（吉村太志君）設置をする業者さんというのは、地元の指名業者の中でちゃんとそういった業者さんがもう確保はできているかというか、ちゃんと把握をしてやっぱり発注をしなければいけないんで、そういった意味で。

○都市整備担当課長 防犯カメラのほうにつきましては、電気設備課に設計を依頼しまして、契約室で入札をお願いしております。基本的には電気設備の事業者であれば防犯カメラの設置は問題ないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）吉村委員。

○委員（吉村太志君）私は、防犯カメラといってもそこまで知識がないですが、これはテクニカル的な部分で、例えば防犯カメラの画素数というんですかね、そういった部分がAの箇所、Bの箇所があって全然違っていたら共有もできない、まさかそういうことはないでしょうけど、例えば、場所場所によって気温の変化、そして雨風、いろんなものがあると思います。そういったものをしっかり把握した中で設置をしていただき、そしてなおかつ、今先ほど最初に私が質問しましたように、教育委員会と連携して、教育委員会はまた別の機械を置いたとか、連携ができなかったとかというのも、せつかくこうやって今回執行部の皆さんが予算を取っていただき、本当に地域の安心・安全のために皆さん頑張ってくださいありがとうございますので、こういったことがないのか、その辺が少し私も疑問に思いましたので、質問させていただきました。お願いします。

○委員長（村上幸一君）意見でよろしいですね。

○委員（吉村太志君）いや、何かあったらお願いします。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 カメラの規格についてですが、カメラの水準を仕様書のほうにうたう形にしております。おっしゃるとおり、外につけますので、風とかほこりとか、そういうものに強い形で、国際電気標準規格のIP66以上というもので設定します。それから、画素数は200万画素以上、ハイビジョン以上の画素をとということでお願いしております。あと、1日24時間、7日間以上は録画可能な機種という形でお願いしております。録画なんですけれども、SDカードに録画する形にしておりまして、警察等から照会がありましたら、そのSDカードから画像を抜き取るという形で考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）吉村委員。

○委員（吉村太志君）ありがとうございました。このようにして市がすぐ取り組んでいただき、防犯灯という抑止力をつくっていただきました。あとはやはり地域地域が一丸になって、その防犯灯に頼るのだけではなく、本当に地域がまた一丸になり、一緒になってこういった痛ましい事件が起きないように、地域が一丸になりながら守っていく、私は防犯灯というのが、一つのツールだと思っておりますので、ぜひこういった市のほうでもやっているということも、す

ばらしいものをしっかり設置していただき、そして、この町が安心・安全なままずっと続いていくように願っていききたいなと思いますので、ぜひこの事業を頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はございませんか。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）初めまして。伊崎と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、北九州市企業版ふるさと納税基金条例について質問させていただきます。

こちら来年度の寄附額及び基金の規模感をどれぐらいで想定されているかをぜひ伺えればと思いますが、金額感などは今の時点であるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 企業版ふるさと納税の規模感ですけれども、まず、企業様の寄附ということになりますので、実際どのぐらいいただけるかというのを正確に見積もるのは難しいかと思っております。今年度の実績で言いますと、1月時点での途中経過ではございますけれども、約1億円となっております。ちなみに昨年度、令和5年度は2億9,000万円ほど寄附をいただいております。規模感としましては直近はそういったところになります。以上です。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。もう一つ伺いたいののが、これは基金となることで使い道に影響があるのかどうか伺いたくて、特に国の認定を取得する必要があるということで、それによってその国の基準で用途が限定されたりすることはあるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 そうですね。国の認定の基準というか、認定を受けますけれども、基本的には地方創生に資する事業に対して企業から寄附をいただくということになります。こちらの企業版ふるさと納税の制度が、現在原則として寄附をいただいたその年度に使い切るといふ、市の事業に充てて使い切るといふ制度になっております。今回、議案で提出させていただいておりますものをお認めいただきまして、基金ができましたら、そちらのほうを一旦積み立てておいて、翌年度以降の事業に使うことができるようになりますので、より弾力的で計画的な活用が自治体でできるようになると考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。ということは、単年で使用するよりも、より幅広い事業に使える可能性があるということで考えていいのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 そうですね。おっしゃるとおりで考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありますか。鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** すみません。今の伊崎委員の関連で1つ教えてください。

この基金にすることということは、僕も大賛成なんですけれども、寄附の額、今規模感も教えていただきましたし、この規模を増やしていくことも大変必要なんだなと思っております。そういったことについてはどういった動きをされるかということ、本社が市外にある企業を一社でも多く増やしていく必要があると思いますけれども、どういった取組をされるかということをお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（村上幸一君）** 政策課長。

**○政策課長** 市としましても大変貴重な財源になるというふうに考えております。ですので、まず、この制度を使う場合は、各事業に充てるというところでこの制度、企業版ふるさと納税というのができておりますので、まずは市としてどのような地方創生の事業に取り組んでいるのかということをお示しするようなセールスシートというものを毎年作っております。

そういった内容を例えば首都圏で開催されます、ゆかりのある企業の方が参加するようなイベントのところでこちらからプレゼンさせていただいたり、あとは産業経済局とか、そういった市外の企業と関わりあるところが中心になるかとは思いますが、そういったところで企業版ふるさと納税について周知していただいたり、あとは各局でいろいろな事業を実施するときに、やはり制度のことをよく知っていただいて、つながりがある企業と接触する際にそういったセールスをしていただけるように、政策局としましては、まずは庁内で周知をやりたいと考えております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** 分かりました。ぜひ周知していただいて、全国に広げていただきたいと思います。金額はさっき教えていただいたんですけれども、会社の数とかというのは分かりますか。

**○委員長（村上幸一君）** 政策課長。

**○政策課長** そうですね。今年度は現在のところ確定している企業さんの数は29社となっております。昨年度は45社ということで、大体そのぐらいで直近は動いているところでございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** その29社というのは何かしら本市にゆかりのあるところですか。その前の45社もありますけれども、何も関係ないところがぱっと北九州市に寄附してくれるということはなかなかないと思うんですけれども、例えば先代が北九州市に住んでいたとか、何かしらゆかりが、特徴がありますかね。

**○委員長（村上幸一君）** 政策課長。

**○政策課長** そうですね。やはり市にゆかりがある企業さんが中心になっておりますし、ただ、プロジェクトに対して賛同いただいて、事業に対して、こういう市がやっている事業に対して

賛同いただいて、寄附をいただいているという場合もあります。ゆかりがあるという場合は創業の地であったり、例えば支店だったり、工場が本市のほうにあるというような、そういった企業さんも多くなっております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** 最後に、ゆかりもそうなんですけれども、やっぱりプロジェクトというのが大切だなと思いますので、各局で連携していただいて、一社でも多く、そして、一円でも多く寄附額を募っていただけるように努力をしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質疑はございませんか。宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** 初めまして。宇都宮です。よろしくお願ひします。

大きく3点、ふるさと納税について質問があります。寄附額の最大9割を上限に法人関係税の軽減措置を受けるという内容だと思うんですけど、最大9割をしっかりと受けられている企業数、先ほど29社が寄附をされているとおっしゃられたと思うんですけど、そのうち何社がこの9割の最大軽減を受けられているのかというのを教えていただきたいです。

その上で、9割以下の軽減措置を受けられている企業、そのアベレージ、何割がアベレージなのかというのを教えていただきたいです。

最後に、この議案提出理由の設置基金の目的、すごくメリットが多い内容だと思うんですけど、そもそもデメリットってないのかなと感じています。いいところばかりだと思ったので、そういうのがあれば教えてほしいです。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 政策課長。

**○政策課長** そうですね。最大の寄附控除が9割ということなんですけれども、こちらのほうが市で把握ができてはおりません。国の法人税とか、法人住民税ですとか、そういった複雑な計算で控除額が決まりますので、市に寄附をいただいている29社のうち、どのぐらいのアベレージなのかとか、最大どのぐらい、最大9割の控除を受けられているのか、何社なのかというのはちょっと市で把握できない内容になっております。

デメリットとしましては、市は大きいデメリットがあるとは考えておりません。当然、受入れに当たって多少の事務手続とかは生じますし、いろいろ調整事はありますけれども、ただ、国の税金を控除するということになりますので、国のとしましては国に入る税額が減って、その分市のほうに寄附として入ってくるというような制度になっておりますので、市として大きなデメリットがあるとは今考えておりません。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** 御答弁ありがとうございます。先ほどアベレージとか9割何社が受けられているのかというのは、把握できていないというところだったと思うんですけど、これは先ほど言われていた寄附額、もっとこのふるさと納税に対して利用する企業が多くなるようにし

たいなと僕はすごく思っているのですが、実際にこの法人税の軽減というのは、企業にとってすごく大きいと思うんですね。その制度をしっかりと活用していただきたいという戦略のPRにもなると思うので、もし把握できるようであれば、僕もちょっと調べてみますけど、把握した上でこういう制度があって、これだけ北九州にとって還元できますよという内容を訴えていけば、おのずと少しでも企業に、いい方向性に受け取られる方が多いんじゃないかなと思っています。以上です。ありがとうございます。

**○委員長（村上幸一君）** そのほかに質疑はございませんか。小金丸委員。

**○委員（小金丸かずよし君）** 小金丸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、議案第31号の北九州市印鑑条例の一部改正についてのマイナンバーカードの促進のために、コンビニ交付サービスの減額について期間延長されるということですが、現在のマイナンバーカードの普及率、そして、目指すところがあれば、これは国の取組にもよると思うんですけども、もしお答えいただけるのであれば、どこまで目指すのか私個人であれば100円減額していることが今通常当たり前になっていて、その100円減額しているから、コンビニで利用できるからマイナンバーカードを取得しようと思うことに考えが転換できるのかなという疑問がちょっとありましたので、そういった試みというか、考えがあれば教えていただきたいという質問でございます。よろしくお願ひします。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** マイナンバーカードの普及率の件でございますが、現在北九州市民の方で人口に対して保有している保有率が77%ぐらいということになっております。もちろん100%が目指すところにはなりますが、現在国のほうからも提唱していますように、マイナンバーカード自体を所持するというのが決して義務ではございませんので、そういったところでは、ただこれから行政全体、国全体でDXを進めていく中では、マイナンバーカードの活用というのは望まれるところでございますので、できるだけ促進していきたい、一般的にはやっぱり8割、9割、その辺は目指す取組でPRは重ねてまいりたいと思っております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 小金丸委員。

**○委員（小金丸かずよし君）** 御丁寧にありがとうございます。事例で言いますと、私の身内といますか、祖母が今現在90歳代で施設に入っております。マイナンバーカードを持っていないんですけども、その手続が非常に複雑で、家族であってもやはり区役所に行って委任状を書いて、また、その身内が住んでいるところに書類が送られてきて、その委任状を書いて区役所に提出するという手続が非常に困難というか複雑化されているので、マイナンバーカードの普及率も非常に低いんじゃないかなと思いますので、その辺の軽減化も含めて今後検討いただければという意見といますか、要望で終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質疑はありませんか。村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** 防犯対策強化事業について、防犯灯について吉村委員からも質問があつ

たんですけども、通学路につけるといふうなことなんですけども、既に地域で防犯灯をつけているところもありますよね。そこのすみ分けってどういうふうにされるのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

**○都市整備担当課長** 防犯灯につきましては基本的には地域の防犯活動として、地域、自治会が設置して市が支援するというを基本にさせてもらっております。ただ、市も一部設置を進めておりまして、小・中学校への通学路、それから、周辺に人家がないなど、自治会での設置が困難で夜間の通行が多くて利用が多い道路などには、もともと市が設置するようにしております。今回、小・中学校の通学路ということで、この市の設置基準の中でやっていきたいという形で考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** 地域でつけている防犯灯って、多分御存じだと思うんですけども、町内会がつけているところとか自治会がつけているところというのは、町内会に入っている方々のところにつけているんですよね。中にはちょっと意地悪かなと思うんですけども、町内会に入っていないところなんかは、つけていないというところも中にはあるじゃないですか。たまたまそこが通学路だという場合ってどうされます。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

**○都市整備担当課長** 今回、小・中学校に点検してもらいまして、要望がある箇所は極力つけていくという形で考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** 地元の町内会、自治会長に確認すると、何だろう、手放しでは喜べないという、そういう声があるんです。それはやっぱりどうしても町内会に入ってもらいたいという思いがあるから、そういう思いがあるかと思うんですけども、ちょっとその辺で、もしかしたら多少苦情が来る可能性があるので、重々ちょっと注意をして、設置する場所等は考えていただければと思います。

それから、防犯カメラの話も先ほど出ていましたけれども、防犯カメラって今市内で既にどれぐらいつけているんですかね。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

**○都市整備担当課長** 我々が犯罪抑止のためにつけている街頭カメラについて説明させていただきます。まず、もともと暴力団対策で設置しておりました、小倉、黒崎の繁華街に設置しているカメラが88台、それから、既につけている主要駅周辺のカメラが4駅に26台、合計114台のカメラを設置しております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** ありがとうございます。詳しくは分からないんですけども、防犯カメラってダミーってあるじゃないですか。本当に実際は録画はしていないんですけども、枠だけを設

置しているみたいな、そういうところってありますか。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 市でダミーカメラを設置してはいないんですけども、先ほど言いました暴力団対策のカメラ、平成24年に設置したカメラですので、大分故障が進んでおりまして、ダミーではないんですが、今稼働していないというのが何台かございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）防犯カメラ作動中という、ダミーをつけて看板を立てているだけでも抑止力にはなるということを知ったことあるんですけど、それは本当ですか。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 そうですね。カメラについては、やっぱり見られているという意識、犯罪を考えている人は、見られているという意識があって、そこで犯罪を抑止するのがカメラの一つの効果でありますので、防犯カメラ作動中というシールだけでもかなり違いがあるかと思えます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）あるということですよ。だから、いっぱいつけたほうがいいかもしれませんが、場所によってはですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はございませんか。永井委員。

○委員（永井佑君）よろしく申し上げます。何点か、先ほどのマイナンバーの関係で、この条例改正、今回1年延ばすということなんですけど、これまで100円減額をしてきたことによってどれだけの効果を感じてきたのか、市の受け止めをまず伺いたいと思います。

2点目に、28号のふるさと納税の基金条例についてですけど、これまで例えばでいいので、どういう事業に使ってきたのかということが1点です。

防犯灯、防犯カメラに関して、防犯灯に関しては先ほどの議論で中身は分かってきたんですけど、防犯カメラに関しては管理はこれは誰がすることになるんでしょうか。以上です。

○委員長（村上幸一君）区政推進課長。

○区政推進課長 まず、コンビニ交付といいますか、100円減額してきたことによる、どれだけ変わってきたかという受け止めについてですが、令和3年度、令和4年度、令和5年度、数字を見ますとやはり着実に数ポイントずつ上がってきております。利用率は大体6から7ポイント、8ポイントずつ毎年上がってきているところでございます。直近の具体例で言いますと、ちょうど1年前、令和5年度の3月の時点で、コンビニ交付で利用できる証明書に占めるコンビニ交付を利用いただいた割合は38.7%でした。それが直近12月のデータがありますが、12月の1か月の平均で言いますと、それが45.0%まで着実に伸びてきているなど感じております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

**○政策課長** 企業版ふるさと納税をどういった事業に活用してきたかというところなんですけれども、直近で言いますと、私学の支援事業という、1校市内の私立学校の支援ですとか、あと子ども食堂の関係の事業ですとか、多いのはそういった子供関係、教育関係と環境関係ですね。環境スタートアップの支援ですとか、そういった事業もありますし、放課後の学びを充実するような教育委員会の取組、そういったものですとか、あとはNPO支援、そういったところに活用させていただいております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 都市整備担当課長。

**○都市整備担当課長** 防犯カメラの管理についてです。今回、補正では主要駅周辺に、5駅に4台ずつ20台設置する予定にしております。これにつきましては、私たち市で管理していく予定にしております。

また、防犯カメラ設置補助事業というものも上げておまして、地域団体等にカメラの設置の補助を行うものですが、これらは地域の方々に引き続き管理していただく、そういう形で考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございました。マイナンバーに関して御説明いただきました。これから1年間延ばして、目標値はどれぐらいを想定しているのか伺います。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 目標値でございますが、12月の段階で先ほど申しました45%ということですから、やっぱり1年の中でできれば半数、50%ぐらいは目指したいかなという思いでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 全国で5万店舗のコンビニということなんですけど、北九州市では全てのコンビニ、いろんなありますよね。会社がですね、全てできるんですか。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 確かにコンビニ自体はいろんな種類の会社がたくさんございますが、いわゆる私たちがこの辺で目にしてるコンビニは、ほぼ全てと思ってよろしいかと思えます。ローソンさん、セブンイレブンさん、ファミリーマートさん、そのあたりは全店舗、キオスク端末というものを置いてくださっているということでございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** マイナンバーカード、いろいろな個人情報の漏えいの問題とか、ひもづけに関しても健康保険の関係でも様々な問題が出ていますので、我が党としては反対の立場なんですけど、それだけは申し上げておきます。

ちなみに、先ほどの基金の関係でいろいろ子育て、教育、環境問題に使っていくということだったんですが、これまでに企業からの寄附を断った経験というのはあるんですか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 そうですね。寄附を断ったというところはないです。いただいたときに意向を聞きながら、市の事業のどれに充てるかという調整は政策局でさせていただいております。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）企業の側からこういうのに使ってくれという話はあるんですか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 そういったピンポイントでこういう分野でって細かく指定される企業さんもおられますし、全体的にこちらで決めていただいているというふうなお申出をいただく企業様もあります。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）ありがとうございます。これまで1社で一番高かったのは幾らですか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 すみません。公表、非公表の企業さんもいらっしゃるんですけども、1社で一番多くて1億円とか、そういったところになります。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）ありがとうございます。1億円ということで、先ほど宇都宮委員も言われましたけど、企業にとっては法人税の減免ということで、減額ということでメリットが大きいと思います。ただ、寄附を受けた後の振り返りというか、企業に関してもこういうところに使いましたよとか、これまで何社が応募してきて、何%最大9割の減税に使ったとか、アンケート調査ぐらいはしてもいいんじゃないかなという話は、今の議論を聞きながら思っていたんですけど、そのお考えはないのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策課長。

○政策課長 アンケート調査ということは、現在のところまだ想定はしておりませんが、使い道につきましては公表してもよいと言っていた企業さんの実績につきましては、ホームページでも公表させていただいておりますし、いただいた後、こちらからお礼状と申しますか、こういう事業に使わせていただきましたというのを、いただいた企業さんにお返しはしております。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。

最後に、防犯カメラに関して、5駅、4台ずつで20台で市が管理するという事なんですけど、これは小学校、教育委員会でも今回防犯カメラを昨年12月の小倉南区での殺傷事件を受けてつけるということで、防犯関係の意識が高まっている中での予算案だとは思いますが、ほかの自治体でも学校に防犯カメラをつけていて、教育委員会は校長室につけるという話だった

と思います。ただ、日常的に防犯カメラを見ているわけではなく、校長先生だって出入りもありますし、駅だってそうだと思いますが、壊れていたことに数か月気づかなかったとか、実際見落としていたと、そういうメンテナンスの関係も必要だとは思いますが、この駅につけていた場合のチェック、日頃のチェックはどうなるんですか。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 防犯カメラの運用の仕方について、まず、説明させていただきますと、プライバシー保護の観点から個人情報保護法や県のガイドラインを基に、北九州市防犯カメラシステム管理運用要領に基づいて管理を進めております。データに関しましては、基本的には犯罪捜査のために情報提供を求められた場合ですとか、生命、身体に、または財産に対する差し迫った危険、緊急の場合、そういった法令に基づく照会の場合のみ情報を提供する形を取っております。

通常の管理なんですけれども、基本的には今言ったような形で常時監視をしているわけではありませんので、委員がおっしゃられるとおり、時々壊れたりとかはあるんですけれども、一応保守点検も委託して管理をしているという形にはなっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）常時監視はしていないということなんですけど、例えば設置をして1週間、どのタイミングかは例えばの話ですけど、つけて、事件がありました。じゃあその事件があった前の数日から壊れていましたということだったら、もう意味がなくなるじゃないですか、これは。その保守点検はどれぐらいのスパンでやっていくんですか。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 基本的には、年1回程度しかそういうシステムのチェックは行っていない状況なんですけれども、確かに壊れて情報提供できないというときもあるかと思いますが、基本的にそこまで困った状況になったことは今のところございません。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。ほかの自治体を調べたときに、4か月間防犯カメラが壊れていたことを気づかなかったという報告があった学校もあったそうなんです。これは駅の場合ですけど、ただ、多くの方が往来される場所で、全国各地でも殺傷事件とか起こっていますので、せっかく税金を使って、市民のお金を使って設置したものが、議会も認めてですね、使い物にならなかったというのでは説明はつきませんから、メンテナンスの頻度は、ほかの自治体も研究しながら頻度を上げるとか、定期的なチェックの体制というのは取っていただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長（村上幸一君）ほかにございませんか。廣田委員。

○委員（廣田信也君）廣田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様もう御意見いただいているので、僕からは要望だけなんですけども、防犯カメラの件に

ついてなんですが、先ほど村上直樹委員もおっしゃっていましたが、ダミーのほうとかをもっと有効活用してはどうかというところはやっぱり思うところでございます。あとはまた故障等のお話も今、永井委員からいただきましたが、維持費の費用の管理的なところも踏まえて予算取り等今後していただけたらなということで要望を差し上げます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 要望でいいですか。答弁要りませんので。ほかに質疑はございませんか。宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** すみません。マイナンバーについて教えていただきたいです。

先ほど利用率の促進の話が永井委員からもあったと思うんですけど、僕は個人的に保有率のほうでちょっと着目したくて、普及率ですね。

まず、保有率の、普及の保有率の目標を教えていただきたいのと、現在の今77%保有されているという話だったんですけど、その中で一番へこんでいる世代を教えてください。現在の減額措置、100円の減額に対するPR方法、ホームページでの告知以外のPR方法、今行っているものがあったら教えてください。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** では、マイナンバーカードの保有率の目標でございますけども、今おっしゃられたとおり、現在はおおむね77%ぐらい、全国平均と同等ぐらいでございます。北九州市、カードを目指すのは、最初にもちょっと触れましたが、これはやはり強制ではございませんが、ただDX推進の中で今後必要なアイテムになっていくというのは、ますますそうなると思われまので、やはり今77であれば8割、9割ぐらいのところは目指したいかなと思っております。

PRの方法ですが、もちろん市が使える広報素材、SNS、ホームページ、市政だより等はもちろんやってございます。それと、やはり今後の広報、マイナンバーカードを含めまして区役所でも何かしら視覚的にPRするような、そういうことも考えてまいりたい、ポスター、チラシですとか、そういったものをお願いしたいと思います。以上でございます。

失礼しました。あと世代ですね。世代で少ない世代ということでございますが、やはりどうしても80歳以上の世代、これが若干他の世代に比べると保有率が低いかなと感じております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** ありがとうございます。へこんでいる世代も80歳代以上だったんですけど、すみません。次点でへこんでいる世代って分かります。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 次にということですね。次にということは、今現在データ上は10歳以下が若干ほかの世代に比べたら少ないかなということで、おおむね我々のような働き盛り世代は平均77よりもちょっと上のほうで推移しているかなと感じております。

○委員長（村上幸一君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。その世代に対してのPR方法というのをこれから考えていくと、保有率の目標に対して近づけるのかなと思って聞いてみたんですけど、80歳代以上、コンビニを利用される方、スーパーを利用される方は多いと思うんで、先ほどのPR方法について、高齢者の方が目に触れる機会が多いこと、あと100円の減額、多分マンネリ化してきているかなと正直思っていて、これを200円の減額とか、そういうのを打ち出して保有率をぐっと上げて、保有率を上げてから利用促進を図った後に300円、もともとの金額に戻すというやり方が一番使う経費的にも安く収まるのかなと想像しているところがあります。もっと効果的な80歳代以上に対する、どこに80歳代の方がよく行くのか、どこに行ったら目に触れるのか、のぼりが80歳代の方は結局いいのかなとは正直思っているところはあるんですけど、コンビニにのぼりを立てるとか、スーパーにのぼりを立てるとか、80歳代に対して特化した内容でPR方法を訴えていくのがいいのかなと思いました。このことに関してもちよっとすみません。意見だけ伺っていいですか。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 80歳代以上のところに、今へこんでいる世代にいかアプローチするかということですが、そうですね、今おっしゃられたようなアイデア、御提案をちょっと今後ぜひ検討させていただきたいと思います。

一方で、我々が今課題として感じているのが、80歳以上の方でどうしても高齢者施設ですとか入所されていて、なかなか申請が難しい、小金丸委員からもお話がありましたが、その方たちがかかりいらっしゃるのを感じてございます。来年度ですが、ぜひやりたい、取り組みたいと思っていることで、高齢者施設のほうに直接こちらから申請の支援に伺うというような、それは今ちょっと検討しているところでございます。以前から検討はあったんですが、コロナの関係でなかなか内部に我々が入ることもちよっと調整上なかなか難しいところも今までございました。ただ、それをぜひちょっと来年度からやりたいなと思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。すごく具体的な内容で安心というか、もっと保有率が上がってほしいなとシンプルに思いました。減額のことマンネリ化、ほかにもへこんでいない世代に対してのリーチは正直もう少し安くなるよとか訴えると、またさらに上がるのかなと正直思うところがあります。ぜひそこも検討していただければと思っています。以上です。ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君） ほかに質疑はありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） カメラの件ですすみません。ちょっと皆さんの話を聞いていて、幾つか分からないことがあったんで教えてください。古いカメラで稼働していないものがあるという

話があったんですけども、現在それがどのくらいあるのかをまず教えてください。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 今、繁華街のほうで小倉が7台と黒崎が3台故障している、10台故障している状況です。以上です。

○委員長（村上幸一君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）これ撤去をしないという方針なんですか。それとも撤去をいずれはするよという考え方なんですか。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 現在、繁華街のカメラにつきましては、年数が経過しているということ、それから、通信料がかなり高くなっていますので、現在見直しを進めておりまして、令和7年度予算で80台分更新をする予定にしております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）分かりました。ということは、いずれ更新したら、また稼働し出すよという認識ですね。分かりました。

あと、さっきの保守点検の話のところ、例えば映像を確認とかするときには、SDカードを使うとかというような話もあったんですけど、これってよく河川カメラとかだったら要はインターネットとか使って川が流れているとか、量とか分かると思うんですけど、今設置されているカメラはそういう遠隔で確認をするということができなのかできないのか、カメラごとに全部このカメラの映像はこれですみたいな感じで、SDカードじゃないと確認できないのか、どっちなのでしょう。

○委員長（村上幸一君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 繁華街に設置しているカメラは、かなり警察からの照会も多いので、こちらに関しては通信で画像を取れるようにしております。ただ、駅に設置しているカメラは、それほど犯罪に基づく照会がございませんので、SDカードで保存して、照会があった際にデータを取りに行くという形を取っております。以上でございます。

○委員（大久保無我君）分かりました。以上です。

○委員長（村上幸一君）そのほかに質疑はありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君）すみません。さっきのマイナンバーカードのことですね、来年度から高齢者施設にマイナンバーカードの申請の補助をしに行くということですかね。どれぐらいの施設を想定しているんですか。

○委員長（村上幸一君）区政推進課長。

○区政推進課長 申請の補助、要は出張支援という言い方を今仮にしておりますが、施設長の方々とのコミュニケーションの中で先方から申出、相談があればということですが、今時点でも10まで行きませんが、幾つかの高齢者施設からそういう御相談はあっております。ちよっ

とコロナも落ち着いてきたというところもありますので、来年度、今相談があっている5から6所プラスアルファで来年度声をかけて、ぜひ行ってみたいかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** それはそっちに出向くというのは、ほかの市のいろんな行政の取組の中で結構珍しいと思うんですね。こういう申請の補助とかアウトリーチしていくというのはですね。これは何をやってまた始めるんですか。国から何か通知が出ているとか、市の単独でやっているのか。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** これはやはり市の単独ではございますが、先ほどちょっと御質問ありましたけども、どうしてもマイナンバーカードの保有率で80歳以上、御高齢の方は低いなというところで、ちょっといろんな角度から検証してみたら、やはり市民の方からの声も踏まえまして、高齢者施設というところがなかなかその施設の方がまとめて申請というのは難しいなという声がありましたので、それで検討してまいっているところでございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 御高齢の方でその施設に入られていたり、入院されていたり、様々だと思います。もちろんだと思いますけど、例えば認知症を患っている方とか、意思の疎通がなかなか難しい状況で施設に入られている方もいらっしゃると思うんですけど、担当者がその施設に行ったときに、その施設長からはコミュニケーションを取って申請を進めていきたいという話だと思いますけど、いろんな手続等でマイナンバーカードがあったほうが便利なケースというのも施設からそういう相談があっているからかもしれませんけど、それで、市民の方の状態を見て、さすがにこの状態の方に申請はできないということも出てくると思うんですね。その判断というか、それはもう行ってからになるのか、それとも事前に、例えばこういう方と事前に個人情報のこともあるかもしれませんが、対象者を絞って、もうあらかじめこの人に申請をしに行くという申請に行くのか、それとも行って、この人とこの人とこの人ですという話を進めていくのか、これはどちらなんですか。

**○委員長（村上幸一君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 詳細にしっかりとルールを決めているわけではございませんが、これからになります。基本の考え方は、まず1つはマイナンバーカード、決して強制するものではありませんし、それはあくまで御本人の御意思というところが重要になってきますので、あらかじめ施設長様からのそういうお申出があったときに、そういう話をこちらからもさせていただこうかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 分かりました。これからということで、また聞いていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案の審査は終わります。

これで執行部は退室願います。

（執行部退室）

所管事務の調査を行います。

正式には3月24日の本委員会において調査事件を決定しますが、委員の皆様の意見を伺って調査事件を決めていきたいと思えます。

当初は1件から3件で始めたいと考えています。本日中に調査事件の案を御提出いただき、明日の委員会においてお示しし、意見を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

それでは、調査事件の案がございましたら、本日17時15分までに事務局まで御提出いただくようお願いいたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

次に、各種委員の選出を行います。

本委員会からは、北九州市民共済生活協同組合理事1名、北九州市住居表示審議会委員2名、北九州市社会教育委員2名を選出することとなっております。

各種委員の概要は、お手元配付の資料のとおりとなります。

まず、北九州市民共済生活協同組合理事の選出を行います。

選出の方法については、従来例により、本委員会の委員長を選出することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、北九州市住居表示審議会委員の選出を行います。

選出方法については、従来例により、住居表示を実施することが想定されている区の議員を選出することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

今後、小倉南区及び八幡西区での実施が想定されております。

まず、小倉南区は、同区選出議員が吉村委員のみですので、本審議会委員には吉村委員を選出することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、八幡西区は、先ほど北九州市民共済生活協同組合理事に選出されました私を除き、同区選出の議員4名から抽せんにより選出することにしたいと思います。

抽せんの方法は、8番から11番までの番号を記したくじ棒のうち、8番のくじ棒を引いた方を当選人といたします。

また、くじ棒を引く順序は、従来例により、大会派順とし、最後に副委員長の順とします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより抽せんを行います。

(抽せんを実施)

抽せんの結果を報告します。八幡西区の選出議員から選出する北九州市住居表示審議会委員に大久保委員が選出されました。

次に、北九州市社会教育委員の選出を行います。

選出の方法については、現在、北九州市民共済生活協同組合理事及び北九州市住居表示審議会委員に選出された委員3名を除く7名の抽せんにより選出することとし、抽せんの方法は、1番から7番までの番号を記したくじ棒のうち、1番及び2番のくじ棒を引いた方を当選人といたします。

また、くじ棒を引く順序は、従来例により、大会派順といたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより抽せんを行います。

(抽せんを実施)

抽せんの結果を報告いたします。北九州市社会教育委員に村上直樹委員及び小金丸委員が選出されました。

以上で各種委員の選出を終わります。

ほかになければ、明日も午前10時に開会いたします。

本日は以上で閉会いたします。

---

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印